

第 1 2 回 田沢湖・角館・西木合併協議会

日時 平成16年5月31日（月） 午後 1 時30分
場所 角館広域交流センター 多目的ホール

会 議 次 第

1 . 開 会

2 . 会 長 あ い さ つ

3 . 会 議 録 署 名 委 員 の 指 名 に つ い て

4 . 議 題

協議案第 5 号 新自治体の名称について（継続協議）

協議案第 1 0 号 議会議員の定数及び任期の取扱いについて（継続協議）

協議案第 1 1 号 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて

（継続協議）

その他

5 . 閉 会

合併協定項目

(その1)

NO.	項目名	提出月日		確認月日	
1	合併の方式について	H15. 4.10	第1回	H15. 4.10	第1回
2	合併の期日について	H15. 4.10	第1回		
	(協議細目) 合併目標期日について	H15. 4.10	第1回	H15. 4.10	第1回
3	新自治体の名称について	H15. 5.23	第2回		
4	新自治体の事務所の位置について	H15. 5.23	第2回		
5	財産の取扱いについて	H15. 5.23	第2回		
	(協議細目) 財産の取扱いについて(財産区除く)	H15. 5.23	第2回	H15. 5.23	第2回
6	一般職の職員の身分の取扱いについて	H15. 5.23	第2回	H15. 5.23	第2回
7	新市町村建設計画について	H15. 5.23	第2回		
	(協議細目) 新市町村計画の概要について	H15. 5.23	第2回	H15. 5.23	第2回
8	議会の議員の定数及び任期の取扱いについて	H15. 6.27	第3回		
9	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて	H15. 6.27	第3回		
10	地方税の取扱いについて	H15. 6.27	第3回	H16. 2.27	第10回
	(協議細目) 地方税の取扱いについて(その1)	H15. 6.27	第3回	H15. 7.25	第4回
	(協議細目) 地方税の取扱いについて(その2)	H16. 1.23	第9回	H16. 2.27	第10回
11	特別職の職員の身分の取扱いについて	H15. 7.25	第4回	H15. 7.25	第4回
12	介護保険事業の取扱いについて	H15. 7.25	第4回	H15. 7.25	第4回
13	慣行の取扱いについて	H15. 8.29	第5回	H15. 9.26	第6回
14	各種事務事業の取扱いについて	H15. 8.29	第5回	H15. 9.26	第6回
	(協議細目) 国際交流・広域交流事業の取扱いについて	H15. 8.29	第5回	H15. 9.26	第6回
	(協議細目) 電算システム事業の取扱いについて	H16. 2.27	第10回	H16. 4.30	第11回
	(協議細目) 広報広聴関係事業の取扱いについて	H15. 8.29	第5回	H15. 9.26	第6回
	(協議細目) 納税関係事業の取扱いについて	H16. 1.23	第9回	H16. 2.27	第10回
	(協議細目) 消防防災関係事業の取扱いについて	H15.10.24	第7回	H16. 1.23	第9回
	(協議細目) 交通安全関係事業の取扱いについて	H15. 8.29	第5回	H15. 9.26	第6回
	(協議細目) 窓口業務の取扱いについて	H15. 8.29	第5回	H15. 9.26	第6回
	(協議細目) 障害者福祉事業の取扱いについて	H15.10.24	第7回	H16. 1.23	第9回
	(協議細目) 高齢者福祉事業の取扱いについて	H15. 8.29	第5回	H15. 9.26	第6回
	(協議細目) 児童福祉事業の取扱いについて	H15.10.24	第7回	H16. 1.23	第9回
	(協議細目) 生活保護事業の取扱いについて	H15.10.24	第7回	H16. 1.23	第9回
	(協議細目) ごみ収集運搬業務事業の取扱いについて	H16. 2.27	第10回	H16. 4.13	第3回 臨時
	(協議細目) 環境対策事業の取扱いについて	H16. 2.27	第10回	H16. 4.13	第3回 臨時
	(協議細目) 商工・観光関係事業の取扱いについて	H16. 1.23	第9回	H16. 2.27	第10回

合併協定項目

(その2)

NO.	項目名	提出月日		確認月日	
	(協議細目) 勤労者・消費者関連事業の取扱いについて	H16. 1.23	第9回	H16. 2.27	第10回
	(協議細目) 建設関係事業の取扱いについて	H16. 1.23	第9回	H16. 2.27	第10回
	(協議細目) 上・下水道事業の取扱いについて	H16. 2.27	第10回	H16. 4.13	第3回 臨時
	(協議細目) 市(町村)立学校の通学区域の取扱いについて	H15.10.24	第7回	H16. 1.23	第9回
	(協議細目) 学校教育事業の取扱いについて	H15.10.24	第7回	H16. 1.23	第9回
	(協議細目) 文化振興事業の取扱いについて	H15.10.24	第7回	H16. 1.23	第9回
	(協議細目) コミュニティ活動の取扱いについて	H15.10.24	第7回	H16. 1.23	第9回
	(協議細目) 社会教育事業の取扱いについて	H15.10.24	第7回	H16. 1.23	第9回
	(協議細目) 地域交通対策関係事業の取扱いについて	H16. 2.27	第10回	H16. 4.13	第3回 臨時
15	条例・規則等の取扱いについて	H15. 9.26	第6回	H15.10.24	第7回
16	公共的団体等の取扱いについて	H15. 9.26	第6回	H15.10.24	第7回
17	補助金・交付金等の取扱いについて	H15.10.24	第7回	H16. 1.23	第9回
18	使用料、手数料等の取扱いについて	H16. 1.23	第9回	H16. 2.27	第10回
19	行政区の取扱いについて	H16. 1.23	第9回	H16. 2.27	第10回

協議案第 5 号

新自治体の名称について（継続協議）

新市名称決定までの流れ

新市名称案の募集

募集期間 平成16年3月1日(月)～3月31日(水) 31日間

第1次選定

応募名称

+

田 沢 湖 市
角 館 市
西 木 市

合併協議会委員(各町村の教育長、民間委員(協議会規約第7条第3号委員)1名)と各町村長が定める地域住民(協議会委員以外の各町村居住者1名)によって構成する新市名称候補選定委員会(委員9名)を設置する。

応募された名称案に田沢湖市、角館市、西木市の3市名を加えたもののなかから、新市名称候補選定委員会において30以内の第1次名称候補を選定する。

第2次選定

合併協議会において、会長及び副会長を含む出席委員が、第1次名称候補のなかから3つ以内を選び、投票する。

得票数の上位10を第2次名称候補とする。

第3次選定

合併協議会において、会長及び副会長を含む出席委員が、第2次名称候補のなかから1つを選び、投票する。

得票数の上位5を第3次名称候補とする。

最終選定

合併協議会において、協議により、第3次名称候補のなかから、新市の名称を決定する。

協議による決定が困難な場合は、投票(別紙)を行うなどして新市の名称を決定する。

最終選定において全会一致とならず、投票により決定する場合の手順

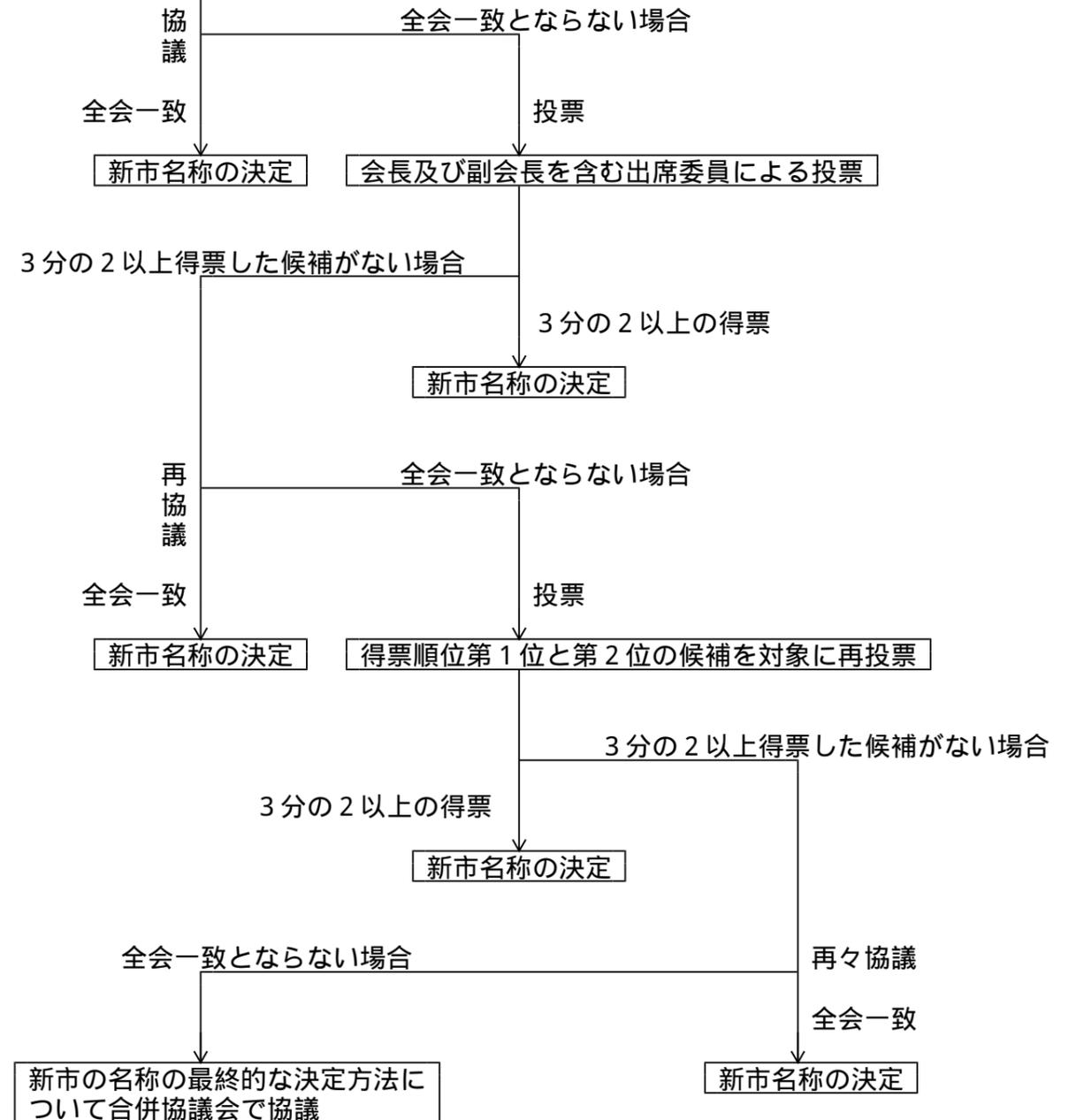
新市名称案の募集

第1次選定 (新市名称候補選定委員会)

第2次選定 (合併協議会)

第3次選定 (")

最終選定 (")



新市の名称の決定方法

田沢湖・角館・西木合併協議会新市の名称案募集要項（以下「募集要項」という。）第6条に規定する新市の名称の決定方法は、次のとおりとする。

第1 新市の名称の選定

新市の名称は、募集要項に基づき応募された新市の名称案（無効とされた名称案を除く。）に、田沢湖市、角館市、西木市の三市名を加えたもの（以下「名称案」という。）のなかから選定する。

第2 第1次選定

- 1 別に定めるところにより、新市名称候補選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
- 2 委員会において、30以内の名称案を選定し、これを第1次名称候補とする。

第3 第2次選定

- 1 合併協議会において、会長及び副会長を含む出席委員（以下「出席委員等」という。）が、第1次名称候補のなかから3つ以内を選び、投票する。投票は無記名方式とする。
- 2 得票数の上位10の名称案を、第2次名称候補とする。ただし、得票数第10位となる名称案が複数あるときは、得票数第10位となる名称案すべてを含めて第2次名称候補とする。
- 3 出席委員等が投票した名称案が10に満たない場合は、委員等が投票したすべての名称案を第2次名称候補とする。

第4 第3次選定

- 1 合併協議会において、出席委員等が、第2次名称候補から1つを選び、投票する。投票は無記名方式とする。
- 2 得票数の上位5の第2次名称候補を、第3次名称候補とする。ただし、得票数第5位となる名称案が複数あるときは、得票数第5位となる名称案すべてを含めて第3次名称候補とする。
- 3 第2次選定において、第2次名称候補が5以下の場合、そのすべてを第3次名称候補とし、投票は行わない。
- 4 1つの第2次名称候補の得票数が投票総数（無効票を除く。以下同じ。）の3分の2以上となった場合であっても、その第2次名称候補を新市の名称として決定するものではない。

第5 最終選定

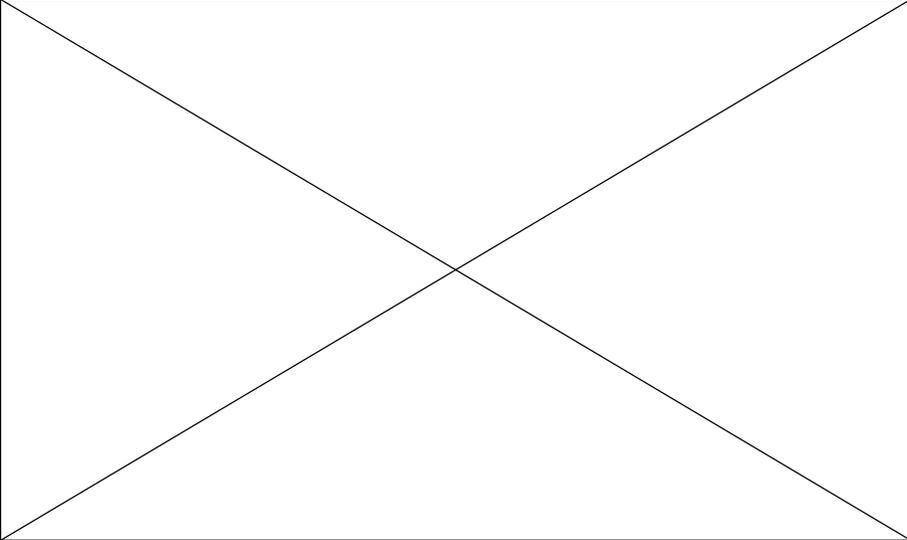
- 1 合併協議会において、第3次名称候補のなかから、協議により、新市の名称を決定する。
- 2 新市の名称を、協議により決定することが困難な場合は、投票により決定するものとし、その方法は、田沢湖・角館・西木合併協議会会議運営規程第5条の規定にかかわらず、次のとおりとする。
 - (1) 投票は、出席委員等が行う。
 - (2) 投票は、無記名方式により行う。
 - (3) 出席委員等は、第3次名称候補から1つを選び投票する。
 - (4) 投票総数の3分の2以上を得たものを、新市の名称とする。
 - (5) (4)において、3分の2以上を得票した第3次名称候補がない場合は、投票結果を踏まえ、協議を行い、新市の名称を決定する。
 - (6) (5)において、協議により新市の名称を決定することが困難な場合は、得票順位第1位と第2位を対象に再度投票を行い、3分の2以上を得票した第3次名称候補を新市の名称とする。
 - (7) (6)において、得票順位第1位あるいは第2位の第3次名称候補が複数である場合は、別表により取扱う。
 - (8) (6)あるいは(7)において、3分の2以上を得票した第3次名称候補がない場合は、投票結果を踏まえ、協議を行い、新市の名称を決定する。
 - (9) (8)において、協議により新市の名称を決定することが困難となった場合の、新市の名称の最終的な決定方法については、その際、合併協議会で協議する。

参考 田沢湖・角館・西木合併協議会会議運営規程第5条

(会議の進行)

第5条 会議の議事は、全会一致をもって進めることを原則とする。ただし、意見の調整ができず、協議の進展に支障が生じた場合は、出席委員の3分の2以上の賛同をもって 議事を進めることとする。

別表

	得 票 順 位 第 2 位 が 1 つ	得 票 順 位 第 2 位 が 2 つ 以 上
得 票 順 位 第 1 位 が 1 つ		<p>得票が同数となった得票順位第2位の第3次名称候補すべてを対象に投票を行う。</p> <p>で最も得票の多かった第3次名称候補（ で得票が同数となった場合は、会長と副会長の協議により1つを選定する。 ）と得票順位第1位を対象に投票を行う。</p> <p>3分の2以上を得票した第3次名称候補を新市の名称とする。</p>
得 票 順 位 第 1 位 が 2 つ 以 上	<p>得票が同数となった得票順位第1位の第3次名称候補すべてを対象に投票を行う。</p> <p>3分の2以上を得票した第3次名称候補を新市の名称とする。</p>	<p>同左</p>

新市名称候補第2次選定一覧表(50音別)

	新市名称候補	ふりがな	備考
1	角館市	かくのだてし	
2	北浦おばこ市	きたうらおばこし	
3	北浦こまち市	きたうらこまちし	
4	北浦市	きたうらし	
5	北の都市	きたのみやし	
6	仙北市	せんぼくし	
7	田沢湖角館市	たざわこかくのだてし	
8	たざわこ市	たざわこし	
9	田沢湖市	たざわこし	
10	みちのく市	みちのくし	

協議案第10号

議会議員の定数及び任期の取扱いについて（継続協議）

議会議員の定数及び任期の取扱いについて、次のとおり提案する

協議事項	議会議員の定数及び任期の取扱い	関係項目	
調整の内容	3町村の議会議員は、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第7条第1項の規定を適用し、平成17年10月31日まで引き続き新市の議会議員として在任する。 新市の議会議員定数は24人とする。		

区分	合併特例法を適用しない場合	定数に関する特例(合併特例法第6条)を適用する場合	在任に関する特例(合併特例法第7条)を適用する場合
1 合併関係市町村の議会の議員の身分	合併関係市町村の廃止と同時に失職する。	合併関係市町村の廃止と同時に失職する。	合併関係市町村の協議により、合併後2年を超えない範囲に限り引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができる。
2 任期	設置選挙の日から4年 (地方自治法第93条第1項)	設置選挙の日から4年 (地方自治法第93条第1項)	合併後2年を超えない範囲で協議で定める期間。
3 定数	地方自治法第91条第2項に基づく合併市町村の人口(地方自治法第254条)区分ごとの上限数の範囲内で条例で定める。 地方自治法第91条第2項 人口5万人未満の市 26人 人口2万人以上の町村 26人 (平成15年1月1日から施行) *人口=官報で公示された最近の国勢調査人口又は、これに準ずる全国的な人口調査の結果による人口。 (地方自治法第254条)	設置選挙に限り合併関係市町村の協議により地方自治法第91条第2項の定数の2倍を超えない範囲で定数を定めることができる。 *合併後の人口が 5万人未満市、2万人以上町村=26人 2倍を超えない範囲 26人×2=52人以内 この特例による定数は、解散、総辞職等によって議員がすべてなくなったときは、地方自治法第91条の定数に復帰する。(合併特例法第6条第1項)	地方自治法第91条の定数を超えるときには、当該数をもって合併市町村の議会の議員定数とし、議員に欠員が生じたとき、または議員がすべていなくなったときは、これに応じてその定数は第91条の規定に至るまで減少する。
4 選挙期日	設置の日から50日以内 (公職選挙法第33条第3項)	設置の日から50日以内 (公職選挙法第33条第3項)	選挙を行わない。
5 補欠選挙の適用	有	有	無
6 選挙区	条例で選挙区を設けることができる。(公職選挙法第15条第6項) (合併後、最初に行われる設置選挙に限り選挙区ごとの議員定数は、人口に比例しないで定めることができる。(公職選挙法施行令第9条))		

協議案第 1 1 号

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて（継続協議）

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて、次のとおり提案する。

協議事項	農業委員会委員の定数及び任期の取扱い	関係項目	
調整の内容	<p>3町村の農業委員会は、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第34条第1項の規定を適用し、平成17年7月19日まで新市の農業委員会として存続する。その後、一つに統合し、旧町村を区域とする3つの選挙区を設けるものとする。</p> <p>選挙による委員の定数は、20人とする。</p> <p>各選挙区ごとの委員の定数については、合併時まで調整する。</p>		

	田沢湖町	角館町	西木村	計
現在の農業委員会委員の定数及び任期	定数 19人 選挙委員 14人 選任委員 5人 (農協推薦 1人) (共済推薦 1人) (議会推薦 3人) 任期 平成17年7月19日	定数 16人 選挙委員 11人 選任委員 5人 (農協推薦 1人) (共済推薦 1人) (議会推薦 3人) 任期 平成17年7月19日	定数 15人 選挙委員 10人 選任委員 5人 (農協推薦 1人) (共済推薦 1人) (議会推薦 3人) 任期 平成17年7月19日	定数 50人 選挙委員 35人 選任委員 15人 (農協推薦 3人) (共済推薦 3人) (議会推薦 9人)
	<p>農業委員会の委員の任期は、農業委員会制度が発足した昭和26年7月に執行された一般選挙以来、3年ごとに任期満了に伴う一般選挙が執行されてきました。3町村の農業委員会は、委員の総辞職や解散等がなかったため大多数の自治体と同様に、現在の委員の任期は平成17年7月19日となっています。</p> <p>これまでの例によると、平成17年7月には、第19回農業委員会委員の統一選挙が執行されるものと思われます。</p> <p>農業委員会を設置している自治体の約68%が、3町村農業委員会委員の任期と同様となっています。(平成14年、第18回統一選挙時)</p>			
課題等	<p>農業委員会の事務の取扱いについて 農業委員会が行うべき、農地の競売の買受適格証明、耕作証明、贈与税・相続税の納税猶予に関する適格者証明等の証明発行などの農地法関係の事務の処理については、市町村の合併に伴い農業委員会が一時的に事務を行えないとしても農業委員会が設置されていることには変わりなく、市町村長部局が当該事務処理をすることは適当でないと思われています。</p> <p>農業委員会の設置数について 新自治体の区域面積が、10万ha以上であり、農業委員会等に関する法律第3条第2項の規定(施行令による基準 市町村の区域面積が24,000haを超える)により2以上の農業委員会を置くことができます。なお、一の農業委員会の、合併特例法第8条第1項の規定により新設合併の場合は選挙による委員の数は80人を超えられないと規定されていますが、3町村の農業委員会の選挙による委員の数は35人であり全委員が新自治体の農業委員会の選挙による委員とすることができます。</p> <p>農業委員会の選挙による委員の定数について 新自治体における選挙による委員の定数は、農業委員会等に関する法律施行令第2条の2の規定により30人以下で条例により定めることとなっています。また、選任の委員は、農協推薦1人、共済推薦1人、議会推薦5人以下となっています。なお、農業委員会等に関する法律第19条の規定により、選挙による委員の定数が20人を超える場合は、農地部会を設置しなければなりません。</p>			

区 分		選任方法等	定 数	任 期	根 拠 法 令
新しいまちに1つの委員会を置く場合	原則	新たに選挙する	条例で定める数	3年	農業委員会等に関する法律第3条、第7条及び第15条の各第1項
	特例	右記の定数を超えるときは、合併関係町村の選挙による委員で互選する	協議により80人を超えず10人を下らない数(注)	合併後1年を超えない範囲で協議で定める期間	市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項、第2項
合併前の農業委員会の区域を引き継ぐ場合	特例	3つの農業委員会委員がそのまま在任	3つの農業委員会委員定数	それぞれの任期までの期間	市町村の合併の特例に関する法律第34条第1項
合併後に新たに2以上の農業委員会を設置する場合	特例	右記の定数を超えるときは、合併関係町村の選挙による委員で互選する	協議により80人を超えず10人を下らない数(注)	合併後1年を超えない範囲で協議で定める期間	市町村の合併の特例に関する法律第8条第3項

(注) 次員を生じ、又は委員がすべていなくなったときは、これに応じて、その定数は農業委員会等に関する法律第7条の定数に至るまで減少する。

新市農業委員会の定数及び任期